

芋井支所発地域力向上支援金事業募集要項

芋井支所

1 主 旨

芋井支所では、地域の活力を高めるために、次のとおり「支所発地域力向上支援金事業」を募集します。

2 交付対象者

芋井支所管内に居住する者又は芋井支所管内の事業所に勤務する者を構成員に含む地区内で地域の活性化及び課題の解決に向けた活動をしている団体又は当該活動しようとする団体（グループ）

3 交付対象事業

- (1) 地域住民の保健及び福祉の充実を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域の高齢者等の支援を目的とした事業
 - イ 地域住民の食生活の改善や健康の保持を目的とした事業
 - ウ 地域の福祉の向上を目的とした事業
- (2) 地域住民の教育及び文化の振興を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域住民の教養や技能の向上を目的とした学習の場を提供する事業
 - イ 地域の伝統を守り、後継者の養成を進める事業
 - ウ 地域の青少年の健全育成を目的とした事業
- (3) 地域の安全及び安心の実現を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域住民への安全意識の啓発や広報等を行なう事業
 - イ 地域の安全を守るためのパトロール等を行う事業
 - ウ 地域の安全安心を進める団体等の活動を支援する事業
- (4) 地域の環境の保全及び景観の形成を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域の環境美化を行う事業
 - イ 地域の景観の維持保全を進める事業
 - ウ 地域住民への美化啓発、環境意識の啓発を行う事業
- (5) その他地域の活性化及び課題の解決に資する事業
 - ア 地域内での産業振興、雇用確保を図る事業
 - イ 地域資源を活用した特産物の振興を図る事業
 - ウ 地域の農林資源を守り、地域の振興を目指す事業

4 交付対象外事業

- (1) 宗教的又は政治的活動に関係する事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 特定の企業、団体又は個人の利益を追求するためのもの
- (4) その他市長が適当でないと思われらるる事業

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外の経費を控除した経費

【交付対象外の経費】

- (1) 国、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受ける経費
- (2) 翌年度から継続して2年を超えない事業に用いる物品（備品相当：税別3万円以上

のものに限る。)の購入に要する経費

- (3) 特定の個人が所有することとなる物品等の購入費
- (4) 交付対象者の構成員を対象とした懇親のための飲食費
- (5) 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (6) 交付対象事業者自らの運営に要する恒常的な費用
- (7) その他適当でないと認められる経費

6 支援金の交付額

- (1) 交付対象事業費 10万円以上
- (2) 交付率 10/10以内
- (3) 交付限度額(予算総額) 50万円

7 事業の募集方法

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体は、次の募集期間内に、「事業計画書(申込書)(基準様式第1号)」を芋井支所に提出してください。なお、提出時に計画書について事前確認を行います。
- (2) 募集期間 令和6年5月7日(火)~令和6年5月31日(金)
- (3) 募集期間内に応募がなかった場合、または、選考の結果交付対象となった事業の交付額が限度額(50万円)に満たない場合は、期限を決めて再募集を行うことがあります。

8 選考方法等

- (1) 次の委員からなる選考委員会にて、申請者からのヒアリングをもとに、交付対象事業を決定します。

芋井支所長、芋井支所長補佐、芋井地区住民自治協議会長、芋井地区住民自治協議会事務局長、芋井公民館長
- (2) 事業の選考基準は、次のとおりです。
 - ア 事業の必要性(地域にとっての必要性)
 - イ 費用の適正性(費用負担、積算方法の適正性)
 - ウ 事業の効果(受益者の対象範囲、事業実施による成果、解決できる課題)
 - エ 事業の将来性(事業終了後の自立と発展)
 - オ その他必要な事項
- (3) 選考委員会は令和6年6月中に開催し、審査結果は、同月末日までに、応募者団体へ通知します。
- (4) 交付対象事業は、令和7年3月31日までに終了するものとします。
- (5) 事業が完了したときは、「事業実績報告書」を事業の完了した日から15日以内(その期間内に3月31日になる場合は3月31日)に提出するとともに、使用されなかった支援金については、返納していただきます。

9 交付対象事業及び事業評価の公表

- (1) 交付対象となった事業、団体名等は、支所掲示板に掲示するとともに、芋井地区住民自治協議会だより、市ホームページ等でお知らせします。
- (2) 交付申請者は、事業の完了後、選考委員会の助言の対応も含め事業評価を行い、「事業実施報告書(自己評価)(基準様式第2号)」を提出するものとします。また、「事業実施報告書(自己評価)」の提出後、支所長が次年度以降の活動の助言も含め事業評価を行った上で、公表します。